

## 特別避難階段の付室の構造方法（平成28年国土交通省告示第696号）

### ●通常の火災時に生ずる煙を付室から有効に排出できるものとして、外気に向かって開くことのできる窓を設けたもの

- ・付室の天井又は壁の上部（床面からの高さが天井の高さの1/2以上の部分）に設ける
- ・開口面積は、**2 m<sup>2</sup>以上**とする
- ・常時閉鎖されている部分の開放は、**手動開放装置**により行なう

※窓は、延焼のおそれのある部分以外に設ける（建築基準法施行令第123条第3項）

### ●通常の火災時に生ずる煙を付室から有効に排出できるものとして、最上部を直接外気に開放する排煙風道による排煙設備を設けたもの

- ・排煙口は、開口面積を**4 m<sup>2</sup>以上**とし、**排煙風道**に直結する
- ・排煙口には、**手動開放装置**を設ける
- ・排煙風道は、内部の断面積を**6 m<sup>2</sup>以上**とし、鉛直に設ける
- ・給気口は、開口面積を**1 m<sup>2</sup>以上**とし、付室の床又は壁の下部（床面からの高さが天井の高さの1/2未満の部分）に設け、かつ、内部の断面積が**2 m<sup>2</sup>以上**で直接外気に通ずる**給気風道**に直結する

### ●通常の火災時に生ずる煙を付室から有効に排出できるものとして、排煙機による排煙設備を設けたもの

- ・排煙口は、**排煙風道**に直結する
- ・排煙機は、一秒間につき**4 m<sup>3</sup>以上**の空気を排出する能力を有し、かつ、排煙口の一の開放に伴い、自動的に作動するものとする
- ・排煙口には、**手動開放装置**を設ける
- ・給気口は、開口面積を**1 m<sup>2</sup>以上**とし、付室の床又は壁の下部（床面からの高さが天井の高さの1/2未満の部分）に設け、かつ、内部の断面積が**2 m<sup>2</sup>以上**で直接外気に通ずる**給気風道**に直結する

（建築基準法施行令第123条第3項）

- ・屋内から付室に通ずる出入口：**特定防火設備**
- ・付室から階段室に通ずる出入口：**法第2条第九号の二口に規定する防火設備**